

令和2年第4回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和2年11月20日 午前10時00分 開会  
午後 5時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 1番 杉本訓規 2番 梨本洪瑠

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第81号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一

部を改正することについて

- 日程第4 議第82号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第83号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第84号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第85号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第1 議第81号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第2 議第82号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第3 議第83号 葛城市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第4 議第84号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第5 議第85号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 追加日程第6 葛城市議会議長の辞職について
- 追加日程第7 葛城市議会議長の選挙について
- 追加日程第8 葛城市議会副議長の辞職について
- 追加日程第9 葛城市議会副議長の選挙について
- 追加日程第10 葛城市議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第11 葛城市議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第12 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第13 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第14 県域水道一体化調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第15 葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙について
- 追加日程第16 奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出について
- 追加日程第17 奈良県広域消防組合の議会議員の選出について
- 追加日程第18 議第86号 葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 午前10時00分

**下村議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和2年第4回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

本日、令和2年第4回臨時会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の各段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者におきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

初めに、本臨時会に提出された議案は、市長より提出された議案として、議事日程記載の日程第3から日程第7までの5議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、閉会中に開催されました議会改革特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

1番、杉本訓規君。

**杉本議会改革特別委員長** 改めまして、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

委員会につきまして、11月12日に開催いたしまして、葛城市議会基本条例の検証等について協議を行っております。葛城市議会の最高規範として位置づけられております葛城市議会基本条例の第19条におきまして、条例の施行後においても議会活動の活性化を継続させるため、議会は毎年1回、条例の目的が達成されているかどうかを検証し、見直しが必要であれば、基本条例を改正するなど適切な措置を講じなければならないことが定められております。そのため、本委員会におきまして、基本条例の条文の検証を行い、見直しの必要性等について議論をさせていただいたところでございます。

議会改革に関しまして、昨年の基本条例の検証から、これまでの間にも、会議における情報通信機器の使用許可や、議員研修の充実強化として広く各分野の専門家等を講師として市役所にお招きして議会研修会を開催いたしました。また、広報機能の充実といたしましては、読みやすい、分かりやすい、伝わりやすいを目指し、現在、議会だより編集委員会におきま

して検討を行っており、本年12月号より議会だよりのリニューアルを予定しております。

議員報酬につきましても、本年6月に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民生活への悪影響と経済活動の停滞による市内業者の経営状況の悪化を踏まえ、市民生活の不安を少しでも払拭できるような支援策の予算を確保できるよう、葛城市議会議員全員の総意といたしまして、議員報酬を減額しております。

このほかにも、これまでに開催した委員会や協議会での協議内容を踏まえまして、今後の議会改革に関する検討項目などにつきまして協議を行いました。その結果、広報の充実に関する事項では、議会だよりのリニューアルに関して、初めての試みといたしまして、市民の声を聞く特集記事を掲載する取組をさせていただいております。今後も引き続き各種団体など市民の声を聞く機会を設けて、基本条例に規定されている市民懇談会の開催につなげていただきたい、また、市民にもっと手に取って読んでいただけるよう、議会だよりのフルカラーでの印刷も検討していきたいという要望もありました。

また、議員研修につきましても、先進地への視察研修も重要ではあるが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえると、今年度実施した外部からの講師を派遣してもらって、研修の充実、また、オンラインの研修についても検討してはどうかという意見がございました。研修のテーマについては、来年度は議会議員の改選の年でもあるので、議会運営に関する事項や政務活動費、また、県域水道や県の社会教育センターに関する事項について、専門家などの話を聞きたいという意見があり、来年度も、実施内容や方法を検討しながら議員研修を実施することを確認いたしました。

今後におきましても、葛城市議会基本条例の現状の条文を十分に活用し、議会改革を進め、議会活動の更なる充実強化を図っていかねばならないということを示添えまして、閉会中に開催いたしました審査状況についての報告とさせていただきます。

以上です。

**下村議長** 次に、同じく閉会中に開催されました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告願います。

11番、西井覚君。

**西井道の駅かつらぎに関する調査特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、本委員会は、11月16日午前10時から開催し、道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提起関連の内容と、9月定例会の予算委員会でも説明がありました、国庫補助金の返還金の内容の2点について担当者から報告を受けました。

まず、訴えの提起関連についてですが、主な内容といたしましては、1つ目は、社会福祉法人柘の郷の取壊し費用分を、山下前市長、生野元副市長及び栄和建设株式会社に対し請求した件に関し、請求に応じていただけなかったことから、提訴を提起したものでございます。請求内容は、630万4,869円に年5分の割合による遅延損害金を合わせた額を支払うよう求めたものでありますが、本年9月29日に第1審である奈良地方裁判所から出されました判決は、

山下前市長及び生野元副市長は、連帯して447万3,362円及びこれに対する平成28年11月16日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払えという内容で、栄和建设株式会社は請求の対象から除外されました。

請求金額が減額された理由については、取壊し費用として明確な金額が特定できないので、実施計画書の取壊し工として記載のある447万3,362円と認めるほかないということであり、本市の訴えが認められなかったため、高等裁判所への控訴手続を行ったものであるとのことで、山下前市長及び生野元副市長もそれぞれ提訴されており、今後引き続き高等裁判所で審理されることとなっている状況であります。

次に、太田新池線道路改良工事他3件の工事については、山下前市長及び生野元副市長については損害賠償請求を、有限会社櫻井建材建設に対しては損害賠償請求ないし不当利得返還金370万4,400円を請求するよう市から請求をいたしました。が、応じていただけなかったことから、提訴をしたものであり、この件につきましては、第1審である奈良地方裁判所において、市の請求は全て認められ、市側からは控訴の手続は行っておりませんが、有限会社櫻井建材建設を除く山下前市長及び生野元副市長はそれぞれ控訴されており、この件につきましても、今後引き続き高等裁判所で審理されることとなっている状況であります。

次に、新道の駅建設事業に係る建物移転補償の変更契約について、山下前市長及び生野元副市長については損害賠償請求を、社会福祉法人柊の郷に対しては損害賠償請求ないし不当利得返還金2,500万円の返還を市から求めましたが、応じていただけなかったため、訴訟を提起した件についてでございます。社会福祉法人柊の郷につきましては、市から提訴する前に債務不存在確認訴訟を提起されたため、この件についての市の対応は反訴という形になっており、これらの訴訟については、内容が同一ということで併合され、1つのものとして先日結審し、来る12月22日の午後に判決の言渡しがある予定であります。

最後に、社会福祉法人柊の郷が、葛城市及び葛城市土地開発公社を被告として提訴された件については、施設の移転先として公社から購入した土地から産業廃棄物が出てきたため、その撤去及び客土を求めるものでしたが、訴えの変更を申し立てられ、3億4,938万4,059円及びこれに対する年5分の割合による金員を支払えという請求内容で審理され、この訴訟につきましても先日結審し、先ほどの裁判と同じ12月22日の午後に判決の言渡しがある予定であります。

なお、この12月22日の判決結果により、仮に市側から控訴しなければならないことになった場合、社会福祉法人柊の郷から訴えられている分につきましては議決が必要となり、控訴の期間は判決正本が届いた翌日から2週間の不変期間とされており、年末年始などを考慮すれば、非常にタイトなスケジュールで議会の開催をお願いしなければならない場合もあるということで、ご承知おきいただきたいという報告がありました。

委員から、控訴の議決に向けた臨時会の招集について、どういう準備が必要なのか。また、裁判費用に関する予算はどうするのかという質問があり、弁護士に相談は行っており、判決正本到着後、ひとまず控訴するかどうかの意思を示した上で準備を進め、費用については補正予算を組んで対応する計画であると答弁がありました。

次に、国庫補助金の返還金に関する報告であります。まず1点目として、地域振興棟が計画と異なる整備、目的外使用に伴い補助対象外となった用地費、測量設計費、造成工事費などにおきまして、平成24年度分から再度見直しを行う中で、補助対象事業、補助対象外事業の精査を行い、また、地域振興棟から西側の広場整備におきまして予算規模を縮小したことにより最終的な事業構成割合が確定し、補助対象費、交付限度額、国費率が低減したことによる返還であるとの説明がありました。

2点目は、事業完了後の奈良県の完了検査におきまして、整備計画の変更により補助対象区域外となった用地購入費の指摘を受けており、平成26年度に計画の変更を行った際に補助対象外の地域になったもの、都市局と道路局の区域が変わってしまったため、また、一筆の土地において、都市局と道路局にまたがる用地などもあり、補助金を請求する際、都市局と道路局の面積の按分計算を行う作業において誤ったものも含まれ、これらの補助対象外となった道路局、都市局の用地購入費の国庫補助金を返還するものであります。

3点目は、道の駅整備事業において、官製談合により受注者の役員の刑が確定したことを受け、対象となった工事の契約条項に基づき損害賠償金を受け入れたため、その受け入れた金額の都市局所管の補助金相当額を返還するものであります。返還金の内容につきましては、都市局として4,007万5,870円、道路局分として1,408万2,463円であり、合計5,415万8,333円を令和2年10月26日付で返還したということでした。

委員からは、返還はこれで終わりなのかという質問があり、奈良県の完了検査も終了し、会計検査の対象になっておらず、今後、検査の対象年度から外れることもあり、これが最後と考えていると答弁がありました。

ほかの委員から、国土交通省からの専門職員を迎え入れたのに、申請の誤りがあったことは問題であるとの指摘がありました。

以上で本委員会の審査状況についての報告といたしますが、このほかにも各委員から活発な意見が出されておりましたことを付け加えまして、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

**下村議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆様、おはようございます。本日、令和2年第4回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回審議をお願いいたします案件につきましては、人事院勧告に伴う給与条例等の一部改正に係る議決案件が5件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

**下村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、1番、杉本訓規君、2番、梨本洪珪君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

15番、西川弥三郎君。

**西川議会運営委員長** おはようございます。令和2年第4回葛城市議会臨時会の開催に当たり、去る11月12日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず日程第3、議第81号から日程第7、議第85号までの条例の一部改正の5議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、5議案全て総務建設常任委員会に付託し、審査を願います。そして、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、付託議案について審査いただき、委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告願ひ、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決は1議案ごとに行い、閉会いたします。

最後に、会期につきましては、本日11月20日、1日といたします。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**下村議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日11月20日の1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日11月20日の1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第81号から日程第7、議第85号までの条例の一部改正5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第81号から議第85号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第81号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告を受け、第203回国会に提出されております、いわゆる給与改正法案に準じまして、特定任期付職員に対し支給する期末手当を、年間3.4月分から0.05月分引き下げ3.35月分とするもので、本年度は12月期に0.05月分を引き下げ、令和3年度以降は、年間の合計の支給割合を3.35月分のまま、6月期と12月期にそれぞれ1.675月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和3年4月1日でございます。

次に、議第82号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告を受け、第203回国会に提出されております給与改正法案に準じまして、議会議員に対する支給期末手当を、年間3.4月分から0.05月分引き下げ3.35月分とするもので、本年度は12月期で0.05月分を引き下げ、令和3年度以降は、年間の合計の支給割合を3.35月分のまま、6月期と12月期それぞれ1.675月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和3年4月1日でございます。

次に、議第83号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、常勤の特別職に対し支給する期末手当を、ただいま説明申し上げました、議会議員に対するものと同様に引き下げるものでございます。また、市長及び副市長に係る給与について、本年12月1日から令和6年10月30日までの期間について、市長においては50%、副市長においては15%減額するものでございます。施行期日は公布の日及び令和3年4月1日でございます。

次に、議第84号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年の人事院勧告を受け、第203回国会に提出されております給与改正法案に準じまして、一般職の職員に対し支給する期末手当を、年間2.6月分から0.05月分引き下げ2.55月分とするもので、本年度は12月期で0.05月分を引き下げ、令和3年度以降は、年間の合計支給割合を2.55月分のまま、6月期と12月期にそれぞれ1.275月分とするものでございます。施行期日は公布の日及び令和3年4月1日でございます。

最後に、議第85号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、ただいま説明申し上げました、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、当該条例の引用規定を改正するものでございます。施行期日は公布の日及び令和3年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**下村議長** これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

6番、谷原議員。

**谷原議員** それでは、3点ほど質問をさせていただきます。主に葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例について質問します。この条例につきましては、市長、副市長の



給料月額、給料を引き下げるという内容が含まれているものでありますけれども、給料月額でいえば、市長の給料月額は89万円、副市長の給料月額は74万円と、これは条例に定められているわけですが、それを、先ほどありましたように、半額あるいは15%カットという形で減額をするということなんですけれども、そこで質問をこの件についてさせていただきますが、1点目は、減額する理由は何なんですかということをお聞きします。なぜ半額の減額を行うのか。その減額の理由を教えてください。それから、これは市長が公約とされてきたことですから、公約として掲げられた理由を市長の方からご答弁願えたらと思います。

それから、2つ目ですけれども、市長、副市長の特別職の給与については、今、これから審議する条例の中に、別表として本則の中に定められているわけでありまして、これを附則において定めると、改定するということなんです、なぜ本則の方を改めずに、附則の方で加えて改めるということになっているのかということについてお伺いします。

それから、3番目ですけれども、葛城市の特別職の給料とか報酬を決めるためには、葛城市は特別職報酬等審議会条例というのがありまして、そこで市長が諮問をして、その諮問の結果を受けて議会に諮るというふうになっております。その条例の第2条に次のようにあるんです。市長は、次に掲げる事項に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会に諮問するものとする。(1) 議員報酬の額、(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額となっておりますから、今回、市長、副市長の給料の額、議員報酬の額も変わるわけですが、この点について審議会に諮問されて、その答申の上に今回の条例が出てきているのかということについて確認したいと思います。

以上3点、よろしくお願ひします。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの谷原議員の質問の、2番目と3番目を先に私の方からお答えさせていただきます。今回の改正において、本則の給料月額を変更せずに附則で定めるという、なぜそういうことにするのかということですが、そもそも給料月額の決定につきましては、その職における責任の度合いや困難度などを勘案した上で、職務の対価としての額を定めるものでございまして、これが本則でうたわれているものでございます。今回の改正につきましては、市長としての職務の責任の度合いであったり、困難度が変わるものではございませんので、市長の公約として掲げられた上で減額されるということですが、附則でうたうということになってございます。これは、先ほども議会改革特別委員長の方からありましたように、議員報酬の減額をされる場合も、このような形で附則でうたわれているということでございます。

それから、審議会に諮っているのかということですが、ただいま申し上げましたように、市長の職務の対価としての給料ということで、本則で89万円あるいは74万円ということでそれぞれ定めておりますが、この額を改める場合につきましては、ただいま谷原議員おっしゃってましたように、報酬審議会を開催いたしまして、第三者の意見を聞き、その公正性を確保した上で行うべきものでございますが、今回のように本則の金額を改正するので

はなく、附則において、なおかつ減額の規定を設ける場合には、特にこの手続を踏む必要はないものと考えておりました、今回の改正につきましても、4年前と同様に特別職報酬等審議会を開催しているものではございません。

以上でございます。

**下村議長** 阿古市長。

**阿古市長** では、私の方は、1点目についてのご質問のお答えになると思います。これは公約ですので、そのとおりにさせていただきたいという思いで、条例も附則という中での提案をさせていただいてるわけです。これは4年前の内容と全く同じでございます。ですので、前任の4年間とこれから4年間の意味というのは、やはり変わってくるかと思えますけれども、ただ、減額する金額につきましては、まちづくりのために使いたいという思いの中での減額の手続になります。

以上でございます。

**下村議長** 6番、谷原議員。

**谷原議員** ご答弁ありがとうございます。市長自らが公約として減額をした理由としては、これはまちづくりのために使いたいということで、一般会計の方に当然市長減額分が入るということで、それを使うということで、財政上に資するため、まちづくりのためということであろうと伺いました。

2目につきましては、本則で定めてあるのは、市長の責任、それから、職務の困難度、そうした職務の対価として、これは今回も変わるものではないので、本則を改めることはしていないと。それで附則の方で改定したんだということでお伺いしました。

3番目は、特別職の報酬等の審査会に諮ったのかということについては、本則が変わっていないので、附則であるから、本則を改定するときは審査会にかけるけれども、附則の場合は、本則の給料のそもそもの根拠となる責任、困難度、そういうことの勘案について諮るわけではないので、これについては今回は諮っていないというご答弁でありました。

続いて2回目をお伺いしたいと思うんですけれども、市長の方は、4年間、令和6年10月までですから、任期までのことということで、先ほどありました、附則の方に、令和6年10月まで給料月額について減額するという附則の提案になっているわけでありましてけれども、私、疑問があって、これはお聞きしたいんですけれども、市長も4年間勤めていただくのは当然だと思うんですけれども、いろんな事情で途中で市長が退任せざるを得ないという、いろんな事情の中で、全国の中でもそういうことが起こり得るわけですが、市長の公約で令和6年10月まで、これは減額するとなって、途中で、もし、市長が何らかの事情で退任せざるを得ないと、辞職せざるを得なくなったときに、また新しい人が市長になったときに、これは縛られると思うんです。当然条例ですから。そのときに再度この附則を改正することができるのかどうか。そのことについて、再質問ということでお尋ねしたいと思います。これについてお願いいたします。

**下村議長** 企画部長。

**吉川企画部長** ただいまの谷原議員のご質問でございます。今回、附則を追加いたしまして定めたも

のを、再度、市長が代わったときに改正できるかという質問でございますけども、これは、本則の今現在追加いたします条文を削除する、あるいは変更する内容を追加するということで、改正は可能であります。

以上でございます。

**下村議長** 6番、谷原議員。

**谷原議員** 分かりました。附則ではもう改正できないわけですよね。これは議会でそういうことで決めるわけですから。だから、本則の方を変えることであればということですか。すいません、もう一度お願いできますか。

**下村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 再度ご答弁させていただきます。今回の改正は、本則に対する附則に追加するものがございます。附則といいますのは、それぞれ改正条例の附則もがございます。ではなくて、今回は、本則に係る附則に追加するというところでございまして、それを今後削除するなり改正するなりで、また再度変更は可能であるということでございます。

**下村議長** 6番、谷原議員。

**谷原議員** つまり、令和6年10月までとなっているけれども、それを改正することを、附則を削除する等なりで改正することは可能だというふうな理解でいいわけですね。分かりました。ありがとうございます。

最後、言いつ放しにはなりますけれども、後ほど条例に対する討論のこともありますので、簡潔にご意見だけ申し上げたいと思います。市長の給与を半額にするということについては、市長選挙の中でも、市民の方の大変大きな関心と呼ぶところとなりました。様々なご意見を私も市民の方からいただいております。よくやってるという評価する声も多かったんですけども、やっぱりおかしいんじゃないかという声もいただいております。先ほどありましたように、市長の、あるいはこれは職員もそうだろうと思いますけれども、責任とかそういう対価についてきちっと定められているものでありますから、これについては、私は、審査会等、定められて、客観的に十分議論をしておくべきことだろうと思って質問させていただきました。

以上です。

**下村議長** 谷原議員、これからまた審査いたしますので、この件はこれで置いといていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻については、追って連絡いたします。

休 憩 午前10時43分

再開 午後 1時30分

**下村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第81号から議第85号までの5議案を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第81号から追加日程第5、議第85号までの5議案を一括議題といたします。本5議案は、休憩中に総務建設常任委員会を開催し審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

**川村総務建設常任委員長** 午前中に本会議において上程され、総務建設常任委員会に付託されました議第81号、議第82号、議第83号、議第84号及び議第85号につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

議第81号から議第85号までの5議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。質疑では、議第83号の条例改正は、市長の給料月額を50%、副市長の給料月額を15%、それぞれ減額するものであるが、条例の本則に規定されているもとの給料月額の妥当性についての見解、また、市長の給料の減額については、公約に基づくものとの説明があったが、副市長の減額は公約にあったのかという問いに対し、本則に規定されている金額は、報酬審議会の答申を受けて規定された金額であるので、職務に対する対価として妥当であると認識している。市長給料の減額については、支援団体との話合いの中、再選した場合、市長給料の対応を聞かれたので、次の4年間も、これまでと同様に給料を半額でいくと答えたことを公約と捉え、今回、条例改正をお願いするものである。副市長の給料については、今回の市長給料の減額を提案するに当たり、副市長本人と相談した結果、これまでと同様に減額することにしたとの答弁がありました。

討論では、議第83号について反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第81号、議第82号、議第84号、議第85号の4議案については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされ、要望や意見が出されたことを申し添えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

**下村議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。  
追加日程第1、議第81号議案について討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第81号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議第82号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原一安君。

**谷原議員** 私は、議第82号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の改正案について、反対する立場で討論いたします。

この提案は、本年度の国家公務員の給与についての人事院勧告に基づいて、葛城市議会議員の議員報酬のうち期末手当について0.05か月分引き下げるというものであります。人事院勧告による議員報酬における期末手当の問題については、毎年、私は、この時期に、昨年、一昨年と引上げでありましたけれども、反対いたしました。引下げにも反対を今回するということではありますが、その理由について述べたいと思います。

人事院勧告は、公務員の労働基本権の制約の代償として、民間労働者の賃金の動向を調査した上で、公務員労働者の賃金の改定を政府に勧告するものであります。地方自治体では、国家公務員に対する人事院勧告の内容に準じて地方公務員の賃金改定を行っているところであり、しかし、今回の条例で関わることは、議員報酬です。議員報酬は、労働の対価ではないわけであり、報酬でありますし、したがって、人事院勧告で公務員の基本給が改定されても、我々がいただいている月々の議員報酬、月額報酬については、全く改定されることなく、市制以来ずっと据置きであります。一方、当然、人事院勧告に基づいて、職員の基本給については、基本的には微増であろうと思いますが、この17年間上がってきてはいるわけであり、つまり、人事院勧告を直ちに議員報酬に反映させるということにはなっておりません。しかしながら、毎回期末手当の分だけ、議員報酬の中の期末手当を人事院勧告に準じて上げるというのは、どうも私としては、制度として整合性が取れていないのではないかと、これを毎年発言させていただいたわけであり、議員報酬は、あくまで報酬ですから、定額とすると、だから、期末手当についても定額としてやるべきではないかという考えを持っております。その上で、議員等の報酬につきましては、葛城市特別職報酬等審議会があるわけですから、そこでしっかりと結論を出していただけたらと考えております。

以上の理由で、私としてはこの案に反対しますが、今後、これは議員の問題でありますか

ら、議会改革特別委員会等でぜひ議員の皆様にも考えていただきまして、結論を出していた  
だけなら、毎年この時期に、人事院勧告においてこういう勧告が出たら、議員の報酬のこ  
の問題が出てくるわけですから、1回、議員の中でしっかり議論していただけたらと、関心  
を持っていただけたらと思います。

以上をもって反対といたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第82号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛  
成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**下村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第82号は原案の  
とおり可決されました。

追加日程第3、議第83号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** それでは、議第83号、葛城市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の改  
正案に反対する立場で討論いたします。

先ほど総務建設常任委員会の委員長報告がございました。また、前に提案されたときに、  
本会議で私も質疑させていただきました。総務建設常任委員会での議論もお聞きしたところ  
であります。本条例案は、阿古市長の給料月額について、これを半額に減額すると。それに  
伴い、副市長の給料月額も15%減額するという内容であります。実は、阿古市長の選挙公報、  
葛城市選挙管理委員会、これは阿古市長が出された選挙公報ですから、これは全戸に配布さ  
れてるわけですが、この公約の中で、身を切る改革で財政の健全化ということで、引  
き続き市長報酬を半減というふうなことを公約として広く市民に伝えられました。私は、市  
民の期待に応えるためにこういう政策を出して、市民の期待を集めて当選されたということ  
に対して、これは尊重すべきだと思っております。しかし、私は議員ですから、葛城市議会  
において様々な条例を審議し、かつ、市政全体について、執行等についてもチェックする  
という役割を議会が果たしていかなければならないと考えておりますので、こうした阿古市長  
の給料の半額ということを公約で掲げられて、実際ここで条例で議決するということであ  
りますから、私は、もう一度慎重に議論すべきではないかと思っております。

その上で反対意見を述べさせていただきますけれども、市民の中には、市長の給料が高い  
と、だから半額にすべきだというふうなことを考えておられる方もおられると思いま  
す。また、公

務員の賃金も高いと。公務員の賃金も、市長が下げてるんだから、同じように下げろというふうなご意見も伺います。しかし、私は、公務員の賃金は、しっかりと人事院勧告という国の制度に基づいて、調査の上、生計費及び民間労働者との比較の中できちっと判断されて決めておられますし、市長の給与についても、これは本則で定められてる金額については、葛城市特別職報酬等審議会、上限8名の委員ですが、その委員によって、きちっとその職務の責任及びその困難性に鑑みて、それを決定されているというふうなことを、午前中の質疑の中でも答弁いただきました。私は、これは守るべきだと思ってるんです。つまり、個人の収入になるものを一方的に市財政に入れて、それで行政をやるというものでは、私はないと思います。ちゃんと法令に従って決められたものは、それはきちっと守っていくということであろうと思います。ただし、よくあるのは、例えば市職員が不祥事を起こしたと。その責任を市長として取るために一定減額をしますとか、あるいは最近では、コロナウイルス感染症の広がりの中で、やはり少しでも市民に寄り添い、多少でもそれを使っていたきたいということで減額をするとか。あるいは財政再建のために、大変危機的な状況にあるから、市長をはじめ幹部職員らが給与を一定期間減額して、それに当たるという事例はありますけれども、これはいずれも理由が明確で、限定的であります。

ところが、今回の、私は選挙公報を見させていただいたり、先ほどからのご答弁をいただきましたけれども、まちづくりのために役立てたいということでもありますけれども、これは一般的な政策であり、まさに給料を減額することなく、しっかりと職務の中で果たしていただければいいことであって、こういうことを、私としては、常態化すべきではないと考えております。と申しますのは、市民さんの中にもいろんな考えがございます。いや、阿古市長は立派やと。給与を半額にするんだから、その1点で入れるという人に私は何人もお会いしました。あるいは反対に、ほかの陣営は、何でこれ、どうするんやと。下げんかいという意見もいただきました。下げるのが当たり前やろうと、向こうでそうやってるんだからと。そんな議論になると、私は、葛城市の市政発展とかまちづくりとか、今後どなたが市長になるか、様々な可能性もありますし、必ずしもみんながこうできるわけではありませんし、公正さを欠くのではないかと思うんです。

なおかつ、日本共産党としては、今の社会、本当に人口減少、若い人たちが結婚できない。そういう生活費、展望が将来描けない、子育てできない。まさに社会的生産が行き詰まっているような社会になってきてるわけです。まさに賃金がどんどん切り下げられる。派遣労働が広がる。公務員の賃金まですごい圧力がかかる。結果として年金も引き下がる。こんな社会では展望が開けないと思うんです。国民総所得、GNIも、先進国の中では、この20年間、日本は全く伸びてません。これは先進国はどれも伸びてるんですよ。こんな中で日本がどんどん人口減少で、若い人も結婚できないような社会にしては、私はならんと思うので、本当に市長が半減してみんなが喜ぶと、市長の給料が下がったことを喜ぶということでは、私はあかんと思ってるんです。やっぱり正当な賃金、正当な報酬、それをいただいた上で、それ以上に働いて社会に貢献していくということが、私は望ましいのではないかと考えております。

以上の理由でもって、私はこの条例案に反対いたします。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

増田議員。

**増田議員** 私も、委員会の方で反対の意見といいますか、ご質問をさせていただいたということで、改めて反対の討論をさせていただきます。

阿古市長、先ほどの委員会での私の質問に対して、報酬審議会で決定をされた報酬は妥当かどうかという質問に対して、これは市長として妥当な報酬であると認識をしておるといふふうにお答えをいただきました。私は、そこを認識しておられるのであれば、自分の市長としての責任を果たすための報酬としては適当であるといふふうにお認めをなさった中で半減の提案をされておるといふことに対して、いささか疑問に感じております。

それから、報酬審議会という1つの諮問機関になると思うんですけれども、市長から、その審議会に対して反論された。従わなかったと。こういうふうには私は解釈をしております。それもいかなものかということ。

それから、先ほど谷原議員からもご指摘があつて、私も先ほどの委員会でお話をしました。市民の評価につながる。阿古市長は非常に立派な方だと。報酬を半額にして、この重責を担っていただいている。これが、私、選挙戦に対する公約の1つに挙げられてること自体が、あまり好ましくない公約ではないかと、こういうふうにも感じております。世間では、議員報酬も含めて、多過ぎるのではないかと。議会には、議会の人数が多過ぎるとか、ボランティアでやってもらうべきであるという極論の市民の声も、あちらこちらであるわけでございますけれども、今の現状の組織の中で、先ほど谷原議員からもお話がありましたように、適切な報酬審議会に基づいて決定された報酬をいただくということが、私は適切な判断であるかなといふふうに思います。そういう理由で私は反対させていただきます。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

15番、西川弥三郎君。

**西川議員** 私は、今出されてる条例について、渋々というか、賛成せざるを得んなどと思ってます。というのは、これは2回、市長は出されてるんですけれども、報酬そのものについては、谷原議員がおっしゃるとおりなんです。阿古市長やから半減できるけれども、阿古市長の会社経営、2つほどされてる中の給与がどんだけあるのか僕知りませんけれども、本当に若い人で優秀な方が、きちっと葛城市のために市長にと思つても、この形ではなかなか出てこれませんよ。ほんで、報酬審議会そのものも、近隣の、また全国の、いろいろな自治体の規模等を勘案して、それで今の本来の報酬、給与を決定してるわけですから、公約やからいうて、附則でこれを半減していくと、こういうことをやると、本来の優秀な方が、商売か何かやって、ほかに給料が入ってこんど、市長やそんなこと、多分務まりません。働き盛りであつて、こうあつたら。そういうことをよう考えはつたんかなと。何ぼ公約か知らんけれども。

ただ、何で賛成せんなんかいと、この条例を反対で皆やってしもうたらええんやけども、そうしたら、何にもそのことに関して、市長がきちつとした、そんな、まちづくりに使うてもうたらええねんとか何か、そんなんじゃなしに、本来のこちらが疑問に思っていることに



対して、何ら苦勞せず元給料に戻ってしまうわけですから。そんな形は取れませんので、どうしてもしやあない。今回賛成しとかなしやあないと。市長がそない言うてんねんから、賛成しますけど。そやけど、これは、僕らも反対やいうて反対したいけれども、反対したら、何の苦勞もせんと市長は元の給料へ戻るわけやから。こんなことは市長がきちつとて、元へ戻すというのやったら、それでええけれども。議会にこういうふうを持ってきて、ほんで反対して、元の給料へ戻るなんて考えられませんので。僕はしょうがないから賛成します。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第83号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**下村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議第84号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

**谷原議員** それでは、議第84号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で意見を述べたいと思います。

私は、毎回これは述べさせていただいてるんですが、葛城市の職員の賃金水準、給与水準の状況ですけども、これはラスパイレス指数といって、国家公務員との比較において、日本全国の市町村の全てのラスパイレス指数が出ております。葛城市の職員の給与そのものは、ラスパイレス指数でいうと、奈良県内で12市中、最も低い位置、12位であります。奈良県内でも23位ぐらいだったと思いますが、町村の方が高い給与水準にあるところが12あるわけです。ですから、必ずしも私は、葛城市の職員の賃金が高いとは思っておりません。むしろ、これは前も述べさせていただきましたけれども、ラスパイレス指数はよく新聞に出ます。県内の市町村のラスパイレス指数が出て、葛城市のを見ると、低いなとなりますから、私としては、全国平均程度のラスパイレス指数に戻す必要があると思っております。あと2ポイントぐらい上げていく必要があるのではないかと考えております。給料表そのものにも関係していると思いますが、そうすることで、若い人に葛城市で働きたいと。せめて平均程度のところまで上げて、葛城市に働いていただく方を、ぜひ来ていただくような形にすべきではないかと考えておりますが、今年については、もう一つ理由があります。これは、期末手当分を人事院勧告に従って0.05か月引き下げるということでありますけれども、この間、コロナウ

イルス感染症の広がりの中で、エッセンシャルワークということが言われております。つまり、社会に不可欠な仕事ということで、例えば、医療、保育、コロナで学校が休業しても、保育所はずっと続けておりました。公立の保育所で職員は働いております。学童保育も同じであります。それを言うならば、まさに公務労働というのはエッセンシャルワークであります。例えば大きな災害があっても、市役所はどんなことがあっても仕事をしていかなければいけないんです。まさに社会を支える、エッセンシャルワークなんです。

そこで、今年度については、コロナの中で、市の職員も含めて、大変感染のリスク等も含めながら、それを防ぎながら、市民のために働いておられるわけですから、こういう時期にこういう引下げをやるのは、私はいかがなものかと思っております。確かに民間の賃金の引下げで、人事院勧告でそういうことが出てるわけですが、そういう公務員の働きの中で、私は今回の引下げについては反対であるということを表明しておきます。

以上です。

**下村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第84号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

**下村議長** ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5、議第85号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第85号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻については、追って連絡をいたします。

休 憩 午後1時59分

再 開 午後2時30分

**増田副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長の都合により、私が代わって議長の職務を行います。

先ほど、私の下に下村正樹議長より葛城市議会議長の辞職願が提出をされました。

ここでお諮りいたします。この際、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田副議長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第6、葛城市議会議長の辞職についてを議題といたします。

議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

**岩永事務局長** 命により朗読いたします。

辞職願。このたび、都合により市議会議長の辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年11月20日、葛城市議会議長下村正樹。葛城市議会副議長増田順弘様。

以上でございます。

**増田副議長** お諮りいたします。

下村正樹君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田副議長** ご異議なしと認めます。よって、下村正樹君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(下村議員 復席)

**増田副議長** ただいま議長が欠けました。この際、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田副議長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第7、葛城市議会議長の選挙についてを議題といたします。

議長選挙を行いますので、議長選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田副議長** ご異議なしと認めます。よって、議長選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

**増田副議長** ただいまの出席議員は13名であります。

立会人は会議規則第31条第2項の規定により、3番、吉村始君及び4番、奥本佳史君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記

載していただき、白票は無効といたします。

(投票用紙配付)

増田副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田副議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

増田副議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次、記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

(投票)

増田副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

増田副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

増田副議長 開票を行います。

3番、吉村始君及び4番、奥本佳史君、立会いをお願いいたします。

(開票)

増田副議長 それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票9票、無効投票4票であります。

有効投票中、西川弥三郎君8票、谷原一安君1票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、西川弥三郎君が葛城市議会議長に当選をされました。

ただいま議長に当選をされました西川弥三郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

西川弥三郎君、当選の承諾及び挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

西川議員 皆さん、ありがとうございます。身の引き締まる思いでございます。今の投票結果を皆さん方もお聞きになり、見られたと思います。市民の皆さん方には、市長選を終えて、議会そのものの在り方を、大変心を砕き、心配をおかけしているというふうに思っております。これからは、はっきりと市民の負託に応えられるような議論はしっかりとやっていかないと、議会の働きとして。しかし、不毛な対立については、これはなくしていかないと。しっかりと議員の働きができ、本当により一層の市民の方々の信頼をいただけるような議会に、皆さんとともに作り上げていかないと、こういうふうに思っておりますので、理事者の

方々も、また、特に僕をお支えいただいている議員の方々、また、僕にご批判のある議員の方々もおられましょうが、それも含めて、議会の運営をしていって、活発な議論をして、市民の負託に応えられるというふうな形に持っていけるように、皆様方のご協力をより一層お願いしたいと、こういうふうに思っております。

そして、市長をはじめ理事者の方々は、いろいろと踏まえていただいていると思いますけれども、今回の市長選の結果をしっかりと市長も捉えていただいて、議会のご意見にもきっちり耳を傾けていただけるようお願いを申し上げます。また、お互い、市民の皆さん方の幸せづくりに邁進することは、議会も理事者も変わりございませんので、そこのところはよろしくをお願いを申し上げます。

最後に、市民の皆様方、いろいろとご心配をおかけいたしておると思いますが、議会に対しては率直な意見をいただきまして、これからも温かく見守っていただきたいと。これが切に僕のお願いでございますので、市民の方々、どうかお支えいただきますようお願いを申し上げます。私の議長に当選をさせていただいた御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**増田副議長** これで私の職務は終わりましたので、議長と交代をいたします。

ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着きをお願い申し上げます。

(西川議長 議長席に着席)

**西川議長** ただいまから議会運営に当たらせていただきます。よろしくをお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻については、追って連絡をいたします。

休 憩 午後2時50分

再 開 午後3時10分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、副議長の増田順弘君より葛城市議会副議長の辞職願が提出されました。

ここでお諮りいたします。この際、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会副議長の辞職についてを日程に追加し、直ちに議題とすることを決定いたしました。

追加日程第8、葛城市議会副議長の辞職についてを議題といたします。

副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

**岩永事務局長** 命により朗読いたします。

辞職願。このたび、都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年11月20日、葛城市議会副議長増田順弘。葛城市議会議長西川弥三郎様。

以上でございます。

西川議長 お諮りいたします。

増田順弘君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、増田順弘君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(増田議員 復席)

西川議長 ただいま副議長が欠けました。この際、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第9、葛城市議会副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。重ねてお諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

葛城市議会副議長に奥本佳史君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました奥本佳史君が葛城市議会副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました奥本佳史君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

奥本佳史君、当選の承諾及び挨拶を、登壇の上、お願いいたします。

奥本議員 ただいま指名推選で副議長に推薦していただきました奥本佳史でございます。ご指名ありがとうございます。さっき議長選が行われまして、新西川議長が、これまでのいろんな葛城市議会の方の混乱も踏まえまして、今後新しい展開を進めていかれるということで、若輩者ながら、協力をさせていただきたいと思います。そもそも私も議員になったところで、当初の目的として、やはり市行政を前へ進めていきたい、次の世代に新しい葛城市の姿を示して

いきたいという思いはずっと持っておりました。なかなかこれまでの3年間、勉強不足もあって力及ばずでございましたが、今後、新議長とともに、できるだけ、本当に微力かもしれませんが、自分の持てる力を全て注ぎ込んで、副議長として頑張っていく所存でございます。議員の皆様方、理事者の皆様方、市長、副市長、教育長、いろいろまたご相談に乗っていただきながら、新しい葛城市を実現していくように精いっぱい頑張りますので、どうぞ皆様方、よろしくお願いいたします。

**西川議長** あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合により延長をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻については、追って連絡をいたします。

休 憩 午後3時15分

再 開 午後5時30分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど、市長から議第86号議案の提出がありました。この際、ただいま配付いたしております議事日程記載のとおり、議第86号議案のほか8件について日程に追加いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定をいたしました。

追加日程第10、葛城市議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、各常任委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました各常任委員会の委員長及び副委員長をご報告いたします。

総務建設常任委員会委員長、松林謙司君、同じく副委員長、杉本訓規君。

厚生文教常任委員会委員長、川村優子君、同じく副委員長、吉村始君。

以上です。

次に、追加日程第11、葛城市議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました葛城市議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会運営委員会委員長、西井覚君、同じく副委員長、杉本訓規君。

以上です。

次に、追加日程第12、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

議会改革特別委員会委員長、梨本洪珪君、同じく副委員長、谷原一安君。

以上です。

次に、追加日程第13、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長、下村正樹君、同じく副委員長、梨本洪珪君。

以上です。

次に、追加日程第14、県域水道一体化調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題となりました県域水道一体化調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会において互選することと規定されておりますので、互選されました委員長及び副委員長をご報告いたします。

県域水道一体化調査特別委員会委員長、西井覚君、同じく副委員長、内野悦子君。

以上です。

次に、追加日程第15、葛城広域行政事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。



指名の方法については議長が指名することにいたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

葛城広域行政事務組合の議会議員に奥本佳史君、そして私、西川弥三郎を指名いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました兩名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました奥本佳史君、そして私、西川弥三郎が葛城広域行政事務組合の議会議員に当選をいたしました。

兩名が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第16、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましても、奈良県葛城地区清掃事務組合同約第5条第1号及び第2号の規定により、選出する3名の組合議会議員のうち、1名は議長が当たることになっております。同条第3号の規定により、2名を議会から選出することになっております。

選出の方法については議長が指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員には川村優子君、吉村始君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました兩名を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました川村優子君、吉村始君、そして私、議長、西川弥三郎を奈良県葛城地区清掃事務組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

次に、日程第17、奈良県広域消防組合の議会議員の選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、奈良県広域消防組合同約第5条第1項の規定により、議会から1名選出するものであり、選出の方法については議長が指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域消防組合の議会議員に川村優子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました川村優子君を奈良県広域消防組合の議会議員と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました川村優子君を奈良県広域消防組合の議会議員に選出することに決定いたしました。

(下村議員 退席)

**西川議長** 次に、追加日程第18、議第86号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件につき、提案者の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第86号、葛城市監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、議会議員から選出されておりました監査委員の藤井本浩氏が10月18日付で議員失職されたことに伴いまして、新たに議会議員として豊かな経験があり、人格識見にも優れている下村正樹氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議をいただきまして、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第86号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第86号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(下村議員 復席)

西川議長 以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたこと、さらには新たな議会構成ができましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、来月には12月定例会も控えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和2年第4回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、可決をいただきましたことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。議員各位におかれましては、今後とも市政へのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

西川議長 以上で令和2年第4回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後5時44分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

西川 弥三郎

議 会 前 議 長

下村 正樹

議 会 前 副 議 長

増田 順弘

署 名 議 員

杉本 訓規

署 名 議 員

梨本 洪珪